

事務担当者事前確認用

令和3年度 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）に係る
繰越要件等事前確認票

研究代表者氏名 :	
研究種目 :	課題番号 :

1. 繰越承認要求額の内訳 (金額：円)

合計 (①+②)	①直接経費 (計)	費目別使用内訳				②間接経費
		物品費	旅費	人件費・謝 金	その他	

(算定根拠)

2. 以下の4点の全てに該当すること（該当しない場合でないこと）を確認してください。

【繰越要件の確認】

- ① 未然に回避することができない、やむを得ない状況であること。
 <該当しない場合>
 - × 研究者の自己都合（例えば、他業務の多忙や自己の事情（親族の介護、子の養育等）に起因するものなど。補助事業者の怪我・病気等を除く。）
 - × 事前の調整不足、見込みが甘く、困難が容易に予想される場合。
 - × 当初から当該年度中に完結しないことが明らかな場合。
 - × 繰越事由の発生した時期が、交付決定時には既に発生・判明していた場合。
- ② 当初の研究計画を変更し、翌年度まで延長することで当初の研究目的を達成することができる。
 <該当しない場合>
 - × 当該年度中にやり繰り（再調整）が可能である場合。
 - × 翌年度まで延長しても、完了の見込みがない場合。
 - × 当初の研究目的とは異なる研究計画の変更となる場合。
 - × 変更の内容が不合理な内容である場合。
- ③ 翌年度に繰り越す経費は、交付申請書において確認できる研究計画の一部に係る経費であり、積算の内容及び金額は妥当であること。
 <該当しない場合>
 - × 余った補助金。（余剰金）
- ④ 令和3年度の研究課題であり、繰越事由（「繰越申請に当たっての留意事項」参照）が以下のいずれかに該当すること。
 - 当初計画の遂行に関し、直接又は間接的に付帯する問題点等を解決する必要が生じ、問題が解決するまで、研究を延期又は中断することが必要となった場合。
 - 当初計画通りに研究用資材を入手することができなくなった場合。
 - 当初計画の実施に際して、新たに事前調査が必要となった場合。
 - 当初計画の研究方式に替えて、新たな研究方式を採用することが必要となった場合。
 - 相手国の事情により、現地調査、共同研究、海外協力者の招聘など当初計画を延期又は中断することが必要となった場合。
 - 豪雨や豪雪などの例年とは異なる気象条件により当初計画を延期又は中断することが必要となった場合。